災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	事、各指定都市市長あて総務副大臣通知。以下「令和七年度地方債同意等基準運用要綱」という。）第一の二の1の（一）の（6）の⑤のエにおいて定める地方単独事業（以下「緊急防災・減災事業債分（デジタル活用推進事業分）」という。） イ　緊急防災・減災事業分（アに掲げる事業を除く。） (1)～(2)　［略］
十一　国土強靱化施策債償還費 令和元年度から令和七年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	(3)　令和三年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） ［(ｲ)　略］ (4)　令和四年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） ［(ｲ)　略］ (5)　令和五年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意

災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	(1)～(2)　［同上］
十一　国土強靱化施策債償還費 令和元年度から令和六年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	(3)　令和三年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） ［(ｲ)　同上］ (4)　令和四年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） ［(ｲ)　同上］ (5)　令和五年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許